

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第19回)・

ワーキンググループ(第19回)

1 日時 令和6年5月15日(水)10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、生貝構成員、石井構成員、江間構成員、越前構成員、奥村構成員、落合構成員、澁谷構成員、曾我部構成員、増田構成員、水谷構成員、森構成員、安野構成員、山口構成員、山本(健)構成員、山本(龍)構成員

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適正化推進室課長補佐

#### 4 議事

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) その他

【宍戸座長】 それでは、定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第19回会合及びワーキンググループ第19回会合の合同会合を開催いたします。

ついにワーキンググループに開催回数が追いつかれましたという感じで、ワーキンググループの先生方には大変お手数をおかけしております。

本日も御多忙のところ、当会合に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料19-1-1から参考資料19-7までの16点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日、クロサカ構成員、後藤構成員、田中構成員、脇浜構成員は御欠席予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは冒頭、本日の議事について御説明を申し上げます。

まずは議事(1)といたしまして、プラットフォーム事業者ヒアリングの総括について事務局より御説明いただき、意見交換の時間を設けたいと思っております。

その次に、関係者からのヒアリングでございますけれども、普及啓発、リテラシー向上、人材育成等に関する具体的な方策につきまして、一般財団法人マルチメディア振興センター様、一般社団法人My Data Japan様から御発表いただき、それぞれの御発表の後に質疑の時間を設け、最後に、時間があればでございますが、いつも時間が足りなくなっているところで恐縮でございますが、意見交換を実施させていただきたいと思っております。

す。

それでは早速、議事に入ります。

議事（１）、関係者からヒアリングのうち、プラットフォーム事業者ヒアリングの総括につきまして、事務局より、資料１９－１－１、１９－１－２の御説明をお願いいたします。

【上原補佐】 事務局より御説明いたします。資料１９－１－１を御覧ください。

こちらは今年２月から３月にかけて、国内外のプラットフォーム事業者９社の皆様に御協力いただきましたヒアリングにつきまして、その結果を「総括」として取りまとめた資料となっております。

ただ、結果といいましても、表紙に記載しておりますとおり、実はまだ全ての御回答が出そろっているわけではございませんので、こちらは一部の項目のみをまとめた暫定版となります。

具体的には、２月から３月にかけて実施したヒアリングの当日以降に、事業者の皆様にお話しいただいた内容も踏まえまして、構成員の皆様から追加の質問がございましたので、こちらを事務局にて取りまとめて事業者の皆様にお送りしたんですけれども、追加質問への回答につきまして、一部の国外事業者の皆様から、まだ提出いただいておりますので、今回御説明する資料は、現時点で提出いただいている範囲での取りまとめ、総括となります。残りの項目も含めた最終版の総括につきましては、引き続き、事務局にて資料を取りまとめの上、構成員の皆様は今後御議論いただけるように準備を進めてまいります。

その上で、表紙をめくって１ページ目、プラットフォーム事業者ヒアリングの概要でございます。

右下、主な項目ですけれども、こちらはヒアリング前に事業者の皆様にお送りしまして、御回答いただいたヒアリングシートに記載の項目と、ヒアリングの当日、あるいは事後に追加で構成員の皆様から出た御質問項目、これらを合わせまして、関連するものをくくって整理しますと、大体、全部で２１項目くらいになるかなと、そういった趣旨で記載させていただいております。

この２１項目のうち、太字で下線を引いております１２項目が今日時点で御回答いただいている項目になりますので、今日は、こちらの結果とその総括について説明させていただければと思います。

残り９項目、太字で下線を施していない部分ですけれども、繰り返しになりますが、まだ一部、御回答いただけていない項目となりますので、次回以降に説明させていただければと

存じます。

なお、この総括資料のベースになる、実際に事業者の皆様からいただいた回答の生データにつきましては、次の2ページに記載しておりますとおり、大部になりますけれども、本日の参考資料としておつけしておりますので、併せて御確認ください。

具体的には、まず、事前に事業者の皆様にお送りしたヒアリングシートへの御回答というものが当然ございます。こちらは既に第16回会合で横並びにまとめて配付させていただきましたんですけれども、今回改めて参考資料19-1-1、19-1-2として配付しております。

次に、ヒアリング当日に構成員の皆様から口頭でいただいた御質問への回答がございます。要するに、議事概要に記載のとおりということですが、議事概要自体は、前回第18回会合までに事業者ヒアリングで開催された会につきましては全て配付済みですが、今回、特に3月末に実施いたしました国外事業者の皆様からのヒアリングの際の議事概要を改めて参考資料19-3-1から19-4-2という形で配付しております。

その上で、当日の質疑応答の内容を御議論いただきやすいように、これもまた横並びでまとめさせていただいたのが、参考資料19-2-1と19-2の2になります。

最後に、ヒアリング当日には時間切れで質問できなかった事項としまして、ヒアリング後に構成員の皆様からいただいた追加質問への御回答、こちらはまだ全て出そろっていないんですけれども、ひとまず現時点でいただいているものをまとめたのが参考資料19-5-1と19-5-2になります。

これら、ばらばらとおつけした資料の内容を全体的に、先ほどお示した21項目の表にしまして、要約しましてまとめたのが資料19-1-2「プラットフォーム事業者ヒアリングの結果」になります。

先ほど申し上げたとおり、項目8から15と17の計9項目はまだ回答は出そろっておりませんので、別途整理予定としておりまして、暫定版になりますけれども、ひとまず、こちらを御覧いただければ、全体的な結果を一覧的に確認することはできるようになっております。

それでは、総括の中身に入っております。資料19-1-1の3ページ目以降を御覧ください。

3ページ目から5ページ目は、前回、第18回会合でお示した「デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本的な考え方と課題（案）」から、基本理念の案と、それから

プラットフォーム事業者、情報伝送プラットフォームと広告仲介プラットフォームですが、そちらに期待される役割・責務という箇所を抜粋しております。

そして、これらの基本理念、特に情報伝送に関する基本理念として皆様に御議論いただいた、「公平・オープンかつ多角的な情報伝送」、「情報伝送に関わる各ステークホルダーによる取組の透明性とアカウントビリティの確保」、「プラットフォームにおける利用者データの適正な取扱いと個人のプライバシー保護」といったところ、それから、これらの基本理念にのっとりプラットフォーム事業者に期待される役割・責務というものに照らしますと、事業者の皆様からの回答結果、資料19-1-2にまとめておりますものは次のとおり総括できるのではないかと、6ページ目から15ページ目までにまとめております。

6ページ目から15ページ目が、こちらの資料の本体となります。読み上げになりますけれども、まず、先ほども申し上げたデジタル空間における情報流通の健全性に関する基本理念にのっとりプラットフォーム事業者に期待される役割・責務ということを改めてまとめますと、こちらはプラットフォームサービスに関する研究会以降、こちらの検討会でも引き続き御議論いただいているところですが、要約しますと、インターネット上の偽・誤情報等の流通・拡散については、令和6年能登半島地震においても救命救助活動や復旧復興活動を妨げる等、深刻な問題となるなどしておりまして、その主要な場となっているSNS等のプラットフォームサービスを提供する事業者には、偽・誤情報等の流通・拡散の低減に向けて、一種、社会的な責任が求められるということが言われております。

具体的には、コンテンツモデレーションを実施するなど、情報流通の適正化について一定の責任を果たすとともに、ユーザの表現を預かる立場として、ユーザの表現の自由の確保について一定の責任を果たすことが期待されている。

特に、本検討会におけるヒアリングの対象とされた方々を含みます大規模なプラットフォーム事業者につきましては、そのサービスの提供により情報流通について公共的役割を果たしていると考えられることから、当該サービスのユーザあるいはユーザ以外の者に対しても、情報流通の健全性確保に向けた取組に関する透明性・アカウントビリティが確保されることが必要と考えられております。

透明性・アカウントビリティの確保においては、自らのサービスやそのアーキテクチャ、アーキテクチャにはアルゴリズムを含みますけれども、そちらがアテンション・エコノミーの下で情報流通の健全性に与える影響・リスクの適切な把握と対応、あるいは自らのサービスにおける偽・誤情報の流通・拡散の実態、その抑制のための対策とその効果に関する総量

的な数値等の把握といった全体的な傾向に関する観点からの透明性・アカウントビリティ。それから、ファクトチェック団体等の信頼できる主体等の第三者からの申出にもかかわらず、十分にコンテンツモデレーションが行われないと考えられる場合、あるいは発信者の投稿に対して、逆に過度なコンテンツモデレーションが行われたと考えられる場合や、受信者に対して不当な広告ターゲティングあるいは投稿のレコメンデーションが行われたと考えられる場合の反論・異議申立ての機会の確保といったマイクロ、個別具体の観点からの透明性・アカウントビリティ。こちらも従前、皆様から御議論いただいているところかと思えますけれども、その両面からの対応が必要とまとめられるのではないかと思います。

以上の対応とともに、ファクトチェックの推進や普及啓発・リテラシーの向上等も含めまして、民産学官のマルチステークホルダーとの連携・協力により、当該サービスのユーザ及びユーザ以外の者による客観的な根拠に基づく批評がプラットフォームサービスの運営にフィードバックされることを通じて、コンテンツモデレーションの運用の改善、サービスの設計、運営上の創意工夫に対するユーザからの信頼性の向上、さらに、ユーザが最新のサービスの利益を享受しながら、リスクを理解した上で、安心・安全に信頼してサービスを利用することが可能な環境の確保につながる。

役割・責務といたしまして、従前、議論いただいているところをまとめると、こういったところになるのかなと思っております。

それを踏まえて、ヒアリング結果の総括、【総論】と【各論】という形でまとめさせていただきます。総論を3点挙げさせていただきます。後ほど各論を説明いたしますけれども、プラットフォーム事業者の偽・誤情報等への対応につきましては、日本国内における取組状況、あるいは透明性・アカウントビリティの確保というところは不十分と言わざるを得ないかというところを総論の一番最初に書かせていただいております。

特に国外の事業者の皆様におかれましては、ほぼ全ての皆様が質問への回答期限を過ぎること等もあった上に、偽・誤情報ポリシー等がグローバルなものであって、言語・地域を問わずに施行されているという例もありまして、国内事業所と比べて、やはり国内のリスク評価という観点からは、総じて不十分ではないかということで記載しております。

また、利用者のICTリテラシー向上に向けた取組、サイバーセキュリティ関係機関、行政機関あるいは地方公共団体、国際機関その他のステークホルダーとの連携・協力に関しましては、我が国においても取組が進められつつあると、いろいろと御紹介いただいたところかと思っております。一方でさらなる取組が重要ではないかということも挙げさせていた

だいております。

この総論ですけれども、今から説明いたします各論をまとめたものとなっております。まず、各論の1項目め、ヒアリング対象サービスの規模について、皆様に伺ったところがございます。

こちらは日本国内における最近のMAU、月間アクティブユーザー数とか、あるいは投稿数といったところの規模は、やはり全般的な透明性・アカウントビリティの確保という観点から言いますと、影響・リスクがどれぐらいあるのかといったところを把握する上では、当然ながら、サービスの規模というところが非常に大きな要素にはなってくるかと思っておりますので、そちらを把握あるいは回答いただければありがたいというところであったんですけども、把握・公表していないという事業者が国内外問わずいらっしゃったということになっております。こちらは、先ほど申し上げた全般的な観点からの透明性・アカウントビリティの確保という観点からすると、やはり、そうである以上は不十分ということにはなるのかなということで記載しております。

2項目め、偽・誤情報の流通・拡散への対応方針、いわゆるポリシーあるいは利用規約といったところですけども、こちらにつきましては、皆様から偽・誤情報に関するポリシーというものも、偽・誤情報というものの定義自体がなかなか難しいというお話もありましたけれども、その中でも策定した上で、日本語による公表を行っている。さらに、日本語で偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの考え方、具体的な方法、投稿削除の対象となる偽・誤情報の例示等を行う事業者も存在しておったところではあると思っております。

他方で、ポリシー違反の場合に、どういう場合にコンテンツモデレーションの対象になるのか、あるいは逆に、例外としてコンテンツモデレーションの対象にならないのかという具体的な考え方、基準というところは、まだポリシーを読んだだけで分からないところもあったのかなと思っております。

また、国内事業者について、偽・誤情報に関するポリシー自体、策定していないという事業者の方も一部いらっしゃった一方で、国外事業者の中には、偽・誤情報ポリシーがグローバルなものであって、言語、地域問わずに施行されているというところもありました。

という中で、リスクの適切な把握と対応という、先ほど来申し上げている全体的な傾向に関するマクロな透明性・アカウントビリティというところと言うと、取組としては不十分というところがあったのかなということで、記載しております。

「3 偽・誤情報の流通・拡散に対するモデレーション等の手続・体制」ですけれども、

先ほどのポリシーよりも、もう少し手続・体制というところに目を向けますと、法令違反や偽・誤情報ポリシー等の違反コンテンツについては、全ての事業者において、第三者からの通報受付窓口というものがございました。他方で、サービスのIDやアカウントを取得しているユーザやサービスにログイン可能なユーザなど、通報可能な第三者に限定がある事業者も存在していました。また、一部の事業者を除きまして、偽・誤情報ポリシー等に違反する偽・誤情報を選択することによる通報が不可能であったということがございます。

また、一部の事業者においては、政府機関、NGO、NPOなど特定の第三者からの通報の優先的取扱いを実施しているものの、偽・誤情報ポリシー違反の偽・誤情報について、特定の第三者からの通報の優先的取扱いを実施しているかどうかは不透明なところがございます。

あと、第三者通報受付窓口における日本語通報に対応可能な人数、処理の目標期間については、国内の事業者の皆様からは、具体的な数字によって回答をいただいております。他方で国外の事業者においては、随時変動し得ることやセキュリティ及びビジネス上の理由、報告される問題やトピックの複雑さによって異なるといったことを理由に、非公表という方が多かったところがございます。また、一部の国外事業者では、日本語通報対応において利用しているAI等の機械的手段の概要、利用手順等が不透明なところもございました。

通報対応結果の通報者への通知や当該通知に対する通報者からの不服申立て等対応、こうしたミクロの透明性・アカウントビリティのところにおいては、多くの国外事業者における取組状況が不透明であったということを記載させていただいております。

また、自社による検知・対応につきましては、AI等の機械的手段の利用によって、コンテンツモデレーションの実施までの目標期間を設定しながら実施されている事業者もいらっしゃいますけれども、ファクトチェック機関、関係者からの通報を契機として対応する事業者も存在しておりました。

第三者通報対応や自社による検知・対応については、一部の事業者による透明性レポートによる公表を除き、日本国内における対応状況は不透明であったということがございます。

それから、偽・誤情報の流通・拡散への実際の対応状況、そのポリシーの運用状況につきましては、偽・誤情報ポリシーへの違反に対するコンテンツモデレーション等について、投稿の削除、非表示を行った全体の件数の回答は多くの事業者からいただいております。他方で、投稿の削除以外のコンテンツモデレーションを行った件数は不透明になっており

ます。

また、A I 等の機械的手段のみによって検知・対応した件数であるとか、機械的手段で検知・対応した結果に誤りがあることが事後的に判明した件数は不透明なところがございました。

また、第三者通報の総数であるとか、それに対する実施件数、どれぐらいの割合でコンテンツモデレーションを実施したのかといった辺りの件数についても、まだ不透明なところがあつたかと思っております。

また、日本語による苦情受付、つまり、発信者側からの苦情受付件数であるとか、それがコンテンツモデレーション撤回につながった件数も不透明なところがあつたと書かせていただいております。

今少し話があつた発信者側から不服申立て、表現の自由への配慮につきまして言いますと、投稿の削除以外のコンテンツモデレーションについての通知等に関する取組が不透明なところがある。苦情受付窓口自体は設置されているけれども、投稿の削除以外のコンテンツモデレーションに関する苦情受付に関する取組が不透明であるといったところも挙げさせていただきます。

あとはレコメンデーション、コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保状況ですけれども、例えばレコメンデーションに関するアルゴリズムやパラメータといったところについては、利用規約で主なパラメータ、考慮する要素といったところを公開されている事業者もいらっしゃいましたけれども、重みづけ等の詳細な内容は不透明なところもあつたかと思っております。

あるいは3点目に挙げておりますように、アルゴリズムについて、秘密保持契約を締結した上で限られた研究者にはコードの一部を公開したり、アメリカ・欧州で連携している一部の研究者のみへの研究者向けA P I の公開といったところをされている、一部の事業者においてはそういった取組がありましたけれども、ほか、研究機関等を含め、第三者への開示状況は不透明といったところがあつたかと思えます。

それから13ページ目ですけれども、7点目の令和6年能登半島地震関連の偽・誤情報の流通・拡散への対応状況で言いますと、地震関連というところで日本国内における全体の件数について伺ったところ、一部の事業者から回答はあつたものの、ほぼ全ての事業者において、日本国内における全体の件数といったものが不透明であつたかと思っております。また、一部の事業者では、偽・誤情報の流通への対応を平常時以上に強化されているという御回答

がありましたが、一方で、多くの事業者においては、災害への対応強化というところは不透明なところがあったかと、そのように記載しております。

その他、まだ整理中というところもございますが、ICTリテラシー向上に向けた取組状況で言いますと、小中学校や大学等の教育機関との連携・協力といったところを挙げていただいたところもございます。

また、ファクトチェック、普及啓発・リテラシー向上・人材育成への支援については、まだ十分とは言えないものの、取組は進められているところかと思っております。

また、サイバーセキュリティ関係機関との連携についても、一部御回答いただいたところでございます。我が国においても取組が進められつつあるところかと思っておりますし、あるいは行政機関、地方公共団体との連携というところも、まだ十分とは言えないけれども、取組が進められつつあるところかと考えております。

その他のステークホルダーとの連携状況については、いろいろと皆様のお取組を紹介いただいたところでして、今後も引き続き、さらなる取組が重要となってくるかと考えております。

事務局からは以上となります。

**【宍戸座長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして御質問、御意見のある方は、チャット欄で私に発言の御希望をお知らせいただければと思います。

御意見、御発言をお待ちする間、私から1点、今回まとめていただきましたプラットフォーム事業者のヒアリングの結果、それを踏まえた総括の案でございますけれども、3月下旬の大変お忙しいところ、集中的に実施いたしましたヒアリングを踏まえ、その後、構成員の皆様からの追加質問をプラットフォーム事業者の皆様にお送りし、回答への御協力をお願いしておりました。ただ、御説明にもありましたとおり、一部の事業者から、まだ御回答をいただけていない状況でございますので、現時点では、ヒアリング項目の全てではなく、一部の項目の総括としての暫定版であるという点は御注意いただきたいと思っております。全ての項目に関する総括につきましては、今後来るであろう追加質問への御回答も踏まえ、今月または6月上旬頃に、改めて構成員の皆様にご議論いただけるようにしたいと思います。この点につきまして、私、座長といたしまして、引き続き、事務局に精力的に作業を進めていただくよう、お願い申し上げます。

また、その前提でもございますが、御回答が未提出である事業者様におかれましては、そ

れぞれ、業務の性格上、あるいは質問が多岐にわたるといったことも含めて、大変な御負担をおかけしていることは重々承知しておるわけでございますけれども、今のような審議スケジュールとの関係で、我が国におけるデジタル空間の情報流通の健全性を正しく議論する上で、プラットフォーム事業者の方々の御回答は極めて貴重な基礎資料でございますことから、何とぞ御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、それでは、御発言等をいただければと思います。ヒアリングに御協力いただいた事業者の皆様も、事前に事務局宛てに御発言機会の御希望をいただいた方は御発言ができる設定で、今回御参加いただけるようにしておりますので、御質問、御意見のある方は、オブザーバーの方も、チャット欄で私にお知らせいただければと思います。

それでは、まず、奥村構成員、お願ひいたします。

【奥村構成員】 ありがとうございます。

大枠の話ではなくて、しょっぱなに申し上げるのはすごくはばかれることでもありますけれども、まだ回答が出そろっていない段階ではございますが、とても気になりましたので、一言、ファクトチェックのことについて申し上げたいと思います。

各プラットフォームとも、ファクトチェック機関との連携とか、ファクトチェックの推進ということをおっしゃるわけですが、ただ、コンテンツモデレーションというのはファクトチェック機関が何か言ったから判定したり削除したりするものかという、ファクトチェック機関を取締りの手段として考えていいのかということに関しては少し疑問があります。ファクトチェックは、そもそもジャーナリズムにのっかって、これはいけないのではないかというような情報も、情報のフローの中に載せていって、そちらのフローをなるべく多くするというようなことですので、位置づけについて、もう少し整理が必要ではないかと思いました。

それから、ファクトチェックの推進とかファクトチェック機関との連携といったときに、日本のファクトチェックの現状からいうと、非常にキャパが足りないというのが現状です。ファクトチェック能力の飛躍的な拡大が必要だと思います。言及されたのはジャパンファクトチェックセンター、ただ1団体のみで、それから、IFCNに承認されている団体としてもリトマスとInFactという、今、3団体しかないという状況で、日本の情報フローの莫大な量に比べると、ファクトチェッカーの人数が全く足りていないというのが現状です。理想は、いろいろなファクトチェッカーが、いろいろなところで別々のファクトチェックをいろいろなことをして選べるということなんですけれども、それよりも、せめて、一つ

一つのプラットフォームに対応できるようなファクトチェックができる能力を日本の国内にインフラとして育てるような方策が実施されないと、恐らく、その先にある、いろいろな規制や何かを考える上では非常にアンバランスな感じがいたします。ということですので、もう少しファクトチェック能力の飛躍的な拡大をするためには、どこが担い手になるかという、やっぱり既存のメディアしかないということになるわけで、そこら辺がどういふふうに加わってくれるかということが、実は今、大きな社会的な課題になりつつあるのではないかということを実感いたしました。

【宍戸座長】 貴重な御指摘、ありがとうございました。

それでは、山本健人構成員、お願いします。

【山本（健）構成員】 北九州市立大学の山本です。

私からは、偽・誤情報の定義についてコメントです。各事業者様は、それぞれ漠然と偽・御情報に対応するというよりは、明らかな偽・誤情報や、客観的な社会的影響が大きいものに対応するといった形で、ある程度、対象を限定して客観的に判断できそうなものを対象にしていたと理解しております。各事業者様がどのような偽・誤情報に対応しているのか、撮ったところも総括に入れていただけると、何に対応しようとしていたのかがはっきりしてよいのかなと、思いました。もしそのように整理してよければ、この点も追加していただければなと思いました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 どうもありがとうございました。曾我部でございます。

冒頭のところに戻していただければと思うんですけど、役割・責務の2つ目の矢印の「具体的には、コンテンツモデレーションを実施するなど、情報流通の適正化について一定の責任を果たすとともに」という部分に関して、一言申し上げたいと思います。

現在挙がっているコンテンツモデレーションに関して言うと、問題投稿にどう対応するかという観点での指摘がなされていると思われかもしれませんが、むしろ、責任ある発言を促進するような取組も、情報流通の適正化という枠内で可能かなと思います。例えば本人確認のためのツールを提供するとか、そういう機能を提供するでありますとか、あるいは別なところで話題になりました一定の信頼できるコンテンツにプロミネンスを与えるといったようなものを情報流通適正化についての別な側面として挙げられるかと思しますので、これ、追記していただくのか、それから「等」に含まれるというところで了解をいただくのかはともか

くとして、そういった視点もあるかなと思いますので、1点申し上げました。よろしく願いします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これも貴重な御指摘をいただいたと思います。

森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

正確におまとめいただいたと思います。宍戸先生から暫定的なものであるというお話がありましたので、重複するところではあるんですけども、やはりこの間、プラットフォーム上で詐欺広告等が非常に横行しているという指摘がありまして、各種報道等もたくさんなされていました。その中では、プラットフォーム事業者に対して、どう向き合うべきなのかというようなお話もありましたので、やはりそこは総括の中に最終的には入ってくるべきであろうと思います。特に、日本語についてどのように対応されているかということについて答えがなかったということになりますと、それは果たして日本語についてのモデレーションをさせていただいているのだろうかという疑問が共有されたのではないかと考えておりますので、それはまた最終報告の段階で申し上げたいと思いますが、まずは客観的に間違いのないところでおまとめいただいて、さらに最終報告の段階では未回答部分の御回答もいただいた上で、もう少し評価的なところについて踏み込んだことを書いていくのがいいのかなと思っております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この点は、今回のヒアリングあるいは本検討会を取り巻く情勢に本検討会が適切に応えるという上でも極めて重要な御指摘であり、私もそのことは非常に頭から離れておりませんので、事務局におかれましては、御関係の事業者様からの御回答をいただく点について、特に御注意いただきたいと思います。関係事業者の方にはお手数をおかけしますが、正確な事実に基づいて、規制をする、しない等を議論する上でも、御回答いただくことが大変重要であるということを改めてこの場で確認をした上で、お願いを差し上げる次第でございます。

それでは、落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。非常に全体として資料を充実してきていただいて、時間をかけて皆さんで聞いた成果が上がってきているように思っております。

1点ございますのが、今後、例えば総論の部分が、ヒアリング結果の中で8から15の辺り、14ページですけど、今後また補充されていくことになるのかなと思いますが、その中で、昨今、論点整理をしている中で、10番から12番のような広告に関する部分をどう見

ていくのがあります。ここは先ほど森先生が言われていた詐欺被害という話ともつながってくる部分はあるかと思います。後ろのほうでまた足していただく部分も、総論との関係で改めて重要なインサイトを与えてくれる部分もあるかとは思いますが。また、最終取りまとめに当たっては、10から12であったりですか、あと、私は放送の関係の検討にも入っていることもありますので、そうすると、先ほど御議論があったファクトチェックやマスメディアの役割をどう捉えるかも最終的なまとめとしては重要であろうと思います。また最終の際にその辺りも整理して、総論もその辺を入れると若干修正されることもあるかとは思いますが。そのような点を考慮しながら、ぜひ、取りまとめを進めていただければと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この点、非常に重要な御指摘をいただいたと思います。

現状、お手の挙がっている構成員の方からの御発言を一通り承りましたけれども、これはやや重要な議論でございますので、もう15分ぐらいお時間は見てございます。おかわりの御発言、再度でも結構ですし、先ほど申し上げましたように、オブザーバーの方で事前に御発言の御希望のあった方でも結構でございます。

それでは、T i k T o k J a p a n、金子様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【T i k T o k J a p a n（金子氏）】 ありがとうございます。2点ほどコメントを申し上げたいと思っております。

まず、今、御紹介くださいましたヒアリング結果の総括、ページで申しますと、7、8、9ぐらいでしょうか、初見ですので、全部を追いきれていなくて申し訳ないんですけども、1点目は、ちょっと気になりました点でございます。

御説明の途中で、海外のプラットフォーム等において、国内外共通のポリシー、グローバルのポリシーをつくられている。それが国内の状況を顧みないような形になっているのではないかというようなニュアンスでお話をされていたように見受けられました。

しかし、こちら、少し御説明申し上げますと、国内外共通のポリシーがあることは、企業としてはおかしいことではないはずで、きちんと一律、一定の基準に沿って、公表されているものに沿って行動していくということは必要なことであると思っております。

一方で、抜けていたのは、例えば弊社の場合、公表されているコミュニティーガイドラインは対外的にお知らせすべき大原則として公表しておりますが、実際のモデレーション、そして審査員の方というのは、コミュニティーガイドラインをさらに詳細に、日本の文脈で解

積したものを基準に審査を行っています。恐らく、この事実がうまくお伝えできていなかったのかなと思ひまして、今、発言させていただきました。コミュニティーガイドラインを形式的に一律に全ての国に適用しているということではなくて、もちろん大原則として全てに適用はされるのですが、実際の審査は、さらに細かい、例えば日本であれば、今リスクの高い偽情報、誤情報としてはどういうトピックがあるかとか、そういうことについてもきちんと審査員の間でチームとして情報共有した上で、日本の文脈に沿ってモデレーションが行われています。ですので、今申し上げた2つ目の段階ですね、きちんと日本の文脈に取って、コミュニティーガイドラインを解釈した上で、それで審査活動を行っているという事実を、まず一つ申し上げたいと思います。

そして2点目、個別の箇所が今すぐには特定できずに恐縮なんですけれども、たしか偽情報、誤情報について、削除以外の対応についてどういうことをやっているか不透明であるというような御説明があったかと思ひます。これにつきましても、弊社からは、かなり詳しくヒアリングシートに書かせていただいていると認識しております。このように、「ほぼ全ての企業が」というのは少し違うのではないかという箇所が何個か見受けられました。例えば弊社であれば、日本にもモデレーションのチームが存在しています。そして、日本人が審査をしています。なので、プラットフォームによってそれぞれ違う点があるということを、再度、ヒアリングシート等でご確認いただきました上で、全体の総括をもう一度見直していただけたらと思ひています。なお、ヒアリングシートにおいて、例えば3の偽・誤情報の流通・拡散への対応方針についてのところで、弊社からは、禁止されるものと、そうではなくておすすすめフィードの対象外になるものという形で分けて説明を申し上げておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。以上です。

【宋戸座長】 金子さん、ありがとうございます。今御指摘いただいた点につきましては、いずれも私のほうで重く受け止めて、今後の総括の具体的な中身について、現在、暫定版でございますので、必要な調整作業をこの後の御審議も踏まえて進めていきたいと思ひますし、関係の事業者の方々とも、事務局において、よくコミュニケーションを取ってもらうようにしたいと思ひしております。とりわけ、ガイドラインあるいはポリシーが世界統一だからよくないという話ではなくて、ある種の運用も含めた全体としてのローカライズ、それぞれのドメイン、ドメインと申しますか、少なくとも今ここで議論していることと言えば、日本のデジタル空間の情報流通の現状に全体としてどうやって向き合っているのかということを確認に把握した上で、その結果として、日本におけるデジタル空間の情報

流通の全体像はどうなっているのかという議論をする、その前提としての総括であるという  
ことを改めて申し上げて、また、その観点から整理を行っていきたいと思います。そこには  
当然、きっちり御対応いただいているということと、対応しているんだと言うけれども、  
本当に対応しているのか分からないので、透明性が十分確保されているんですかといった  
問題も含めて、いろいろヒアリングをさせていただいてきているわけでございますけれど  
も、今後もう少し解像度を上げて、総括をしっかり書き下していく、分析していくことは、  
この検討会の課題でございます。また、各社のお取組について、今、事務局から全体版、詳  
しい版をお示しいただいておりますけれども、各社の具体的なお取組、この会社はこういう  
プラクティスをされていよいか、この会社はここは不十分ではないかというのは、詳細  
版ではかなり正確に書き起こしをしてきたところでございます。ここから、いわゆる表に出  
ていく、みんなが見る総括の紙をきっちり書いていくための議論をこの場でしていき、また、  
コミュニケーションさせていただくことは十分心したいと思っております。どうもありが  
とうございます。

【T i k T o k J a p a n (金子氏)】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 それでは、越前構成員、お願いします。

【越前構成員】 越前です。

大変丁寧におまとめいただきまして、ありがとうございます。

私からは、6 ページの総括におきましての4 ポツ目、透明性とアカウントビリティの確保  
について、少しコメントさせていただければと思います。

まさに先ほど奥村先生からございましたけど、大量に流れる情報に対してファクトチェ  
ックが足りていない、生成A I に流通する情報が大量になってきて、それらに対して真贋判  
定するとかということを本格的にやろうとすると、やはり技術的手段、特にA I をベースと  
した技術やシステムの活用というのは必須になってくるだろうなと思っております。そう  
いったことを踏まえまして、過去、私から、例えばA I の透明性や説明責任というのは非常  
に重要ですので、A I をベースとした技術やシステムについて、透明性・アカウントビリテ  
ィの確保という観点で開示されているかどうかということをお聞きしたんですが、そうい  
った御質問があった経緯で、技術的にそういったツールをどの程度使っているか、そうい  
ったところも総括またはこの資料の中に加えていただければなと思います。要は電子透かし  
もそうですけど、A I による自動ファクトチェックや真贋判定、そういった技術的手段を用  
いているプラットフォームがどのような状況なのかということについても言及していた

だけると、今後の方策、取りまとめ等で重要になってくるのではないかと思います。

以上、コメントでございます。

**【宍戸座長】** 越前先生、貴重な御指摘ありがとうございます。助かります。

それではこの後、まず、増田構成員、その後、オブザーバーの榎本さん、それからもう一度、森先生の順番でやらせていただければと思います。

増田構成員、お願いします。

**【増田構成員】** 取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

私からは、利用者のICTリテラシー向上に向けた取組がまだ不十分であるということ、それから、行政とか消費者団体、利用者団体との連携がもっと必要であるという御指摘についてなんですけれども、本当にそのとおりだなと思っています。また、ここで教員などについての御指摘もありましたけれども、学校教育だけではない社会教育の部分が非常に手薄になっている状況がありますので、やはり、事業者団体との連携というのも必要ではないかと思っております。

あと、コンテンツモデレーションとかアカウントビリティの確保の取組がされているということはありますけれども、それらについて、きちんと明確に分かるような公表をさせていただく、そういうことをやっていますよという考え方を公表させていただくこと自体がICTリテラシーの向上につながるはずですので、それも含めてやっていただく必要があるかなと思っております。以上です。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。順番を変えまして申し訳ありませんが、次に、石井先生、お願いいたします。

**【石井構成員】** ありがとうございます。

お取りまとめ、ありがとうございました。

先生方、それから、個社の方からもコメントをいただき、思ったところをお伝えしますと、まず、このヒアリング結果の総括というのは、あくまで現状における全体的な評価であるということを前提におつくりいただいているものだと思います。ですので、個社のお取組の中で望ましいと思われるものは当然あるわけですし、そうしたものについては、全体の評価とは別に、個社の取組として望ましいものは、それをより推進してほしいというような方向性を別途示していくというのも一つ考え方としてあるかと思っております。総括というのは、あくまで全体的な評価であるということ。

宍戸先生がおっしゃったように、御回答いただいていない事業者さんがいらっしゃると

いうことは、取組が不透明だという評価につながりかねないので、そういう意味でも、ぜひとも未回答の各社様には御回答いただけることを私としても期待しております。これが1点目になります。

それから、日本の状況については、日本の文脈を考慮して、きちんとモデレーションなども対応いただいていますというお話も伺ったところですが、文脈というのをどのように捉えているのかということも、個社によって違う点があるような気もしております。日本の社会状況に応じた日本の問題状況の評価されていると思うんですけども、文脈と言ってもいろいろあるのかなというのが、感想ですが2点目になります。

さらに、宍戸先生からローカルのお話がありましたが、日本語対応がきちんとできているのかという点が、日本における情報流通の健全性を考える上では、非常に重要性が高い観点になってくると思います。日本の問題状況、文脈をどう捉えるのかということと、日本語対応がどこまでできているのかというところ。この点が日本における情報流通の健全性の評価によっては、かなり重視される点になっていくだろうと思っております。

すみません、以上になります。

【宍戸座長】 政府の検討会とか文書の取りまとめの会議の御経験が非常に豊富な石井先生から、本来、私がきっちり説明しなければいけなかった、中途半端にしか申し上げられなかったことを補足していただいたように思います。ありがとうございました。

それでは、この後、榎本さん、その後、森先生から御発言をいただいて、このラウンドを閉じることにしたいと思います。

まず、榎本さん、お願いします。

【LINEヤフー（榎本氏）】 LINEヤフー株式会社、榎本と申します。本日は御発言の機会をいただき、ありがとうございます。

取りまとめも、ありがとうございます。非常に膨大なヒアリングをこのように分かりやすく取りまとめていただいたと理解しております。私どもとしても、透明性の確保というのは重要視して取り組んでおりますので、こうした形で御評価いただいて、それを当社における自主的な取組の改善に生かしていくという意味では大変貴重な機会だと思っております。3点ほど手短かに申し上げさせていただきたいと思っております。

1点目が、やはり透明性が確保されているというのは一体どういう状態なのかという定義の問題でございまして、この定義がないと、私ども、何を評価軸として我々の取組を見直していけばいいのかというのがなかなか判然としないようなところもありまして、場合に

よっては、悪魔の証明といえますか、結局ずっと、いろいろ改善はしているけれども、まだ不十分だと言われ続けるというような状況に陥りかねないのではないかと、このことを若干懸念しておるところでございます。この点に関しては、今般、国会で成立しましたけれども、改正プロ責法、情プラ法の改正案の28条においても、措置の実施状況等について公表が求められておまして、これも透明性の確保ということの一つの手段だと思わすけれども、その評価の在り方についても、これからの省令の作成プロセス等において具体的に議論が行われていくものと理解しておりますし、また、別の分野ではありますけれども、特定デジタルプラットフォーム取引透明化法においても、透明性が確保されているというのは一体どういう状況なのかというのは、これは毎年毎年半年近くをかけて議論していくということになっておりますので、そうした点に照らして、一体どういう状態が望ましい状態とお考えなのかという点について、先ほど石井先生からもこれは総括的な評価だというような御発言もございましたけれども、他方で、私ども実際に実務に生かしていくという観点からは、個別具体的に、評価の在り方とはどういう形なのかということをお示しいただけるとよろしいのかなと考えております。

加えて、回答が間に合っていないという話も結構出てきましたけれども、これは透明性の問題とは少し分けて考えるべきではないかと思っております。透明性がないというのは、意思を持って、これは隠すんだとか、公開しないんだとあえて選択したケースを言うのではないかと考えておりますし、公開しないというのは、例えば悪用対策だとか、あるいは現実にはあまりニーズがないとか、そうした理由もございますので、個別具体的に公開しない理由というのは何なのか、積極的に聴取した上で御判断いただければと思っております。

以上が1点目でございます。2点目は、13ページにありますけれども、ファクトチェック機関との連携が不十分だというような評価をいただいております。これは奥村先生の最初のコメントにもございましたけれども、日本では、まだまだファクトチェック機関の育成が不十分である点というのもあるかと思っております。網羅的にファクトチェックが行われているわけではないという状況で、なかなかコンテンツモデレーションのオペレーションに使いづらいという点については、私どもからもヒアリングの場で申し上げさせていただいたところではありますので、そうした事情があることについても御留意いただければと思っております。

3点目は、T i k T o kの方もおっしゃっておられたように、やはり総括的な評価とは別に、個社ごとの状況を丁寧に評価いただくことを、私どもとしてもお願い申し上げたいと思

っております。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 すみません、手短かに申し上げます。

先ほどの金子さんのお話を伺っていて、これは重要な御指摘だなと思ひまして、今、楨本さんからも御指摘がありましたけれども、やはり抽象的に書いてしまうと、海外事業者において、日本語対応の中身が不透明であるということになっているわけですけれども、実際にはT i k T o kさんの御説明では、日本語対応の数字も明確に示していただいたと記憶しておりますし、それはどうしてかという、今のお話にもありましたけれども、日本語で対応できる体制をおつくりになっているからということかと思ひますので、これはやはり、かつてプラットフォーム研究会においてもそうであったように、20も30もあればなかなか難しいわけですけれども、数は限られていますので、個社ベースでの取りまとめをしていただくことがいいのではないかと思ひました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。承知いたしました。本日いただきました構成員、それからオブザーバーの皆様からの御指摘、御意見については、今後、事務局と私で少し整理させていただき、最終版に反映させていく、また、御議論をいただくというプロセスを踏みたいと思ひます。繰り返しになりますが、その前提として、構成員の皆様から投げかけられた御質問についても情報収集及び整理は進めていきたいと思ひますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。関係者様からのヒアリングということで、先ほど申し上げましたが、本日は2件でございます。

まず、第1件でございます。一般財団法人マルチメディア振興センター様の吉田様より、大変恐縮でございますが、15分間で御発表いただければと思ひます。

【マルチメディア振興センター（吉田氏）】 マルチメディア振興センター、FMMCでプロジェクト企画部長をしております吉田と申します。本日は発表の機会をいただき、誠にありがとうございます。

インターネットの安心・安全な利用に向けた当財団の取組を御紹介するとともに、取組を通じてどういったことを感じているか、課題についてお話しできればと思ひております。特に、ICTリテラシーの向上の取組がますます重要となっており、社会全体で取り組むことが必要であるということについて、お伝えできればと考えております。

まず、当財団FMMCについて簡単に御説明いたしますと、「ネットの安心安全な利用」に向けた普及啓発活動と「ネットの利用促進に向けた取組」、こういった公益的な事業を賛助会員の皆様に支えられながら実施しております一般財団法人でございます。

本日は、「ネットの安心安全な利用」に関する取組、e-ネットキャラバンや標語について御説明いたします。

なお、もう一つの柱でございます「ネットの利用促進」では、Lアラート、例えば市町村は台風などの災害が起こったときなどに、避難情報や被害情報など、いろいろなものを情報発信しております、それをテレビやインターネットのメディアに迅速に提供する仕組みを運営しております。こちらも多分、皆さまはテレビのデータ放送とかラジオ放送など、いろいろな場で見たとあるかと思えます。この仕組みは災害時の正確かつ迅速な情報提供にも役立っていると思っておりますが、本日、説明は割愛させていただきます。

まず、「e-ネットキャラバン」の概要について御紹介いたします。e-ネットキャラバンは2006年から20年近く開催しております、安心・安全なインターネット利用を学ぶための啓発講座でございます。下は小学3年生、上は高校3年生まで、児童・生徒を対象としております。また、子供たちだけではなくて大人、保護者、教職員が学ぶことも非常に重要と考えております、そのための講座も提供しております。

時間としては、主に授業の1コマ、本当に短い時間で開催しております、外部講師が様々な方法、例えば実際に学校に行く「講師派遣」であったり、「オンライン」であったり、録画した映像を見る「ビデオオンデマンド」、こういった方法で開催しているところでございます。

内容については、ネット利用の危険性、様々なテーマを右下に書いてありますが、例えばネット依存、ネットいじめや不確かな情報の拡散といった様々な事例や対策について、網羅的に伝えるものでございます。安心・安全なインターネット利用を身につけるためには、普段から学校や家庭などで取り組んでいただくことが非常に重要と考えておりますが、この講座については、そのための一つのきっかけにいただければと考えております。

続きまして、実施体制について御説明いたします。e-ネットキャラバンは、私どもFMMCだけではなく、企業、団体、総務省様、文部科学省様、本当に多くの皆様の御協力をいただいております、全国無料で開催しております。このように全国無料で開催できる背景といたしましては、協力企業や団体の皆様に、CSR活動の一環ということで、無償で職員を講師として派遣していただく、そういった形で、いろいろと御協力いただいているおかげ

でございます。ちなみに、事務局である私どもが何をやっているかといいますと、講座の基本教材の作成ですとか、講師への研修とかの申込受付、こういった業務を実施しているところでございます。

続きまして、講師の数や協力団体について御説明いたします。皆様の御協力によって、昨年度は登壇講師数477名となっております、非常に多くの皆様に御登壇いただいております。協力団体数も、通信事業者等の民間団体が中心となっておりますが、それ以外にも公益法人ですとか政府、自治体、NPO、学校等、そういった皆さんの御協力により、669団体から講師に御登録いただいているところでございます。では、具体的にどういった会社というところを右に書いておりますが、例えば、一番登壇数が多いところとしては、通信事業者のKDDI様ですとか、携帯電話販売代理店を運営されております兼松コミュニケーションズ様、NPOであるNPO情報セキュリティフォーラム様、ベンダーであるNECソリューションイノベータ様、こういった様々な業界の皆様に御協力いただいているところでございます。

続きまして、講座の実施件数でございます。件数について、世の中を騒がせるような事案が発生すると開催件数が増えるとか、年によって事情があって増減はあるのですけれども、毎年、少なくとも大体2,000件以上は開催しているところでございます。累計で2006年からどれぐらいやっているかといいますと、3万回以上開催しております、受講者数は500万人近く、これまで非常に多くの方に御受講いただいているところでございます。

繰り返し御受講いただいている学校も多くございますけれども、全国で学校は約3.5万校ございますので、かなり多くの学校で「e-ネットキャラバン」を受講いただいているかと考えております。

続きまして、この講座の傾向について、幾つか御説明いたします。まず、左上を御覧いただければと思いますが、対象層については、母集団の数が違う点について御留意いただく必要がございますが、一番多い層としては「小5から中1」と「中2から高3」が最も多くなっております。また、最近インターネット利用がどんどん低年齢化しておりますし、学校でGIGAスクールの進展で端末を実際に利用する機会が増える、こういったことも背景にあるかと存じますが、「小3から小4」の受講もどんどん拡大しているところでございますので、低年齢層向けの教材をしっかりと準備するなど、そういった取組も必要と考えているところでございます。

続いて、右上の実施方法に関してですが、コロナを契機に非対面での講座を2020年から開始しておりますが、直近、非対面での開催というのは実は減少傾向にございます。学校様から、例えば、対面のほうが児童・生徒が集中して話を聞くといった話ですとか、先生でなく、外部講師の方が直接児童・生徒に言うことが効果的だ、こういった声をいただいておりますので、こういったニーズにもしっかりと対応していく必要があるかと考えております。

また、一番下の実施時期に関してですが、主に夏休み前の大体6月から7月の実施件数が特に多い状況でございまして、特に夏休み前の一、二週間前に開催したい、そういった要望を多くいただいております。こういった背景があるかと申し上げますと、やっぱり夏休み期間中に、例えばインターネット、ネット利用に関してのトラブルに巻き込まれないように生徒指導の一環として実施したい、そういった声が多くあるという話を伺っております。

続いて、この講座を実施する上でどういった工夫をしているかについて、幾つか御説明させていただきます。

e-ネットキャラバンは「安心・安全」がテーマとなっておりますので、自ら興味があって、ぜひ学びたいといったことになるかという、ちょっとそこは難しいのかなと考えておりますので、まずは学校とか生徒の皆様に関心を持ってもらう仕掛けが必要と考えております。

具体例として、左上でございますけど、まず、教材に関して工夫しております。例えば、事務局では共通の基本教材を準備しておりますが、学校によって関心のあるテーマというのは結構変わってくるところがございます。身近に発生している問題、最新の動向や事例、そういったものを説明してほしい。こういった学校によって異なるニーズに対応することが非常に重要かと考えておりますので、そのための対策として、例えばトラブル事例集ですとか、テーマごとのアニメとか実写の動画を作成いたしまして、それを教材の中に組み込んでいく、そういったことをしていることもございます。最新の動向という意味では、「ニセ・誤情報」の講座、こちらは総務省様が作成された教材を活用して、2022年から提供してございますが、こういった新しい講座を提供するといったこともしております。

続いて、右上を御覧いただければと思いますが、プログラム自体も工夫しているところもございます。例えば、NEC株式会社様が板橋区の教育委員会と包括連携協定を締結しております、ICT機器の操作支援ですとかプログラミング教育、こういった様々なデジタル活用支援をしていることがございますが、そのプログラムの一つとしてe-ネットキャラバンも、NECの方に講師をやっていただきまして、実施していただく。それによってプロ

グラム全体の中で、安心・安全の話とデジタル活用の両方のことをセットで実施するという  
ことで、児童・生徒に興味を持ってもらうということが非常に効果的かと考えております。

続いて、左下を御覧いただければと存じますが、地域との連携についても非常に重要と考  
えております。昨年度は、幾つかの講座ではございますけれども、例えばプロ野球球団のマ  
スコットに参加してもらったり、地元のアイドルに参加していただいたり、ひいては海外、  
ベルギーのブリュッセルの日本人学校で開催する、こういった様々な試みをしておりまし  
て、こういった連携によって講座への関心が高まっているのではないのかと考えておりま  
す。例えば地元アイドルに御参加いただいたときは、ネット上でこういった嫌な思いをした  
とか、実際の体験を話していただくことで、よりリアリティーのある講座になったと考  
えております。

また、もう一つ、講座を実施する上で、講師の質と申しますか、やはり面白い講座をやっ  
ていただくことが非常に重要と考えておりますので、そのために様々な学ぶ機会を提供し  
ております。例えば、講師ニュースを提供したり、シンポジウムみたいなイベントを開催す  
ることによって、より伝わる講座にするためのスキルを身につけていただけるようにして  
いるところでございます。

続きまして、私どもがe-ネットキャラバンを実施する上での課題と今後の方向性につ  
いてでございますけれども、講座を実施する上で何より大事なものは、講座自体の中身、コン  
テンツの質をしっかりと高めていくことと思っています。ただ、その講座、いろいろな教材  
等があるかと思っておりますけれども、それを実際に児童・生徒にいかにつけるのか、デリバリー  
のところ、いかに届けて、どう身につけてもらうのかも非常に重要と考えております。

まず、講座の内容について、実は今、新教材の作成を進めているところでございます。課  
題としては、学校の要望を踏まえた上で新しい課題に対応することが必要と考えておりま  
す。具体的にどうということかと申し上げますと、学校として本当に身近な話題、例えばイン  
ターネットを使い過ぎて困ってしまうとか、ネット上、ネットゲームとかいろいろな場  
でいじめが起こっているようだとか、そういった身近な話題についての関心が高いので、ぜひこ  
ういった話をしてほしい、そういった声を非常に多くいただきますので、そういった内容に  
ついてはしっかりと盛り込む必要はあるかと考えております。でもそれだけではなく、伝え  
るべき新しい課題、まさにこの検討会でもよく議論されております偽・誤情報の話であつたり、  
最近のインターネットの背景・仕組み、「アテンション・エコノミー」とか、こういった  
ものはどういったものがあるのか、そういったところについても併せてしっかりと伝え

ることが必要かと思っていますので、この両者を教材に反映していくことが今後の鍵になるかと考えております。

また、単に一方的に話をして講座を聞いてもらう、それだけではなくて双方向型の講座にして、自分のこととしてしっかりと考えられる、そういった講座にすることが非常に重要と思い、いろいろと取り組んでいるところでございます。

もう1点として、どんなに良い教材をつくっても、児童・生徒に届かないと意味がないと考えておりますので、講座を安定的に提供していく、デリバリーをしっかりとやっていくことが重要と考えております。

その中で、やっぱり講師の確保・育成というところが課題となっております。私どもe-ネットキャラバンでは、課題①に書いておりますように、「ボランティア講師」の方、企業の皆様の講師等に、全国津々浦々、無料で、しかも対面という形で主に実施しているところ、こちらをいかに維持するかということが非常に大きな課題と考えております。コロナ等もあり、企業の拠点集約等もございまして、特に僻地とか、離島とか、地理的になかなか行きにくいような場所は講師が十分に確保できていない状況がございます。そのため、登壇講師拡大に向けて、企業や団体様に働きかけをしたり、登壇促進のための仕組みを検討しているところでございます。特に講師に関しては、先ほど御説明したとおり、これまで通信事業者の皆様が非常に多い状況ではございましたけど、それ以外の業種の皆様でも、インターネットに関わる皆様が非常に増えておりますので、ぜひ御協力いただければと考えております。また、地方についても、私どもe-ネットキャラバンだけで全て実施する必要があるわけではないと考えておりますので、自治体やNPOなど様々な団体といろいろと連携を促進していくことも必要かと考えております。

もう一つの課題としましては、やはり時代の変化によって、いろいろと学ばなければいけない内容、リテラシーがどんどん増えてきている状況にあるかと思っております。その分、講師に対する期待がどんどん高まっている状況にあるかと思っております。ですので、私どものボランティア講師の方にも、効率的にそういったことをどんどんいろいろ学んでいただく必要がございますので、講師研修の充実など、そういった形で、さらに講師の質を高めていくことが重要と考えております。

続きまして、本検討会のテーマでございますけれども、デジタル空間での情報流通の健全性確保については、こちらは本当に多様な取組が必要とは考えておりますけれども、その中でも最近低年齢層や高齢者など、インターネットを利用する方がどんどん増えてきており

まして、世界各地、情報発信がどんどん容易になってきている状況でございます。

そういった状況の中、例えば偽・誤情報から自らの身を守ることも必要かと思いますし、安易に情報を拡散する、それだけで加害者になってしまう、そういった時代になっておりますので、より幅広い世代の一人一人、個々人がICTリテラシーを向上させる、これは非常に大事なことかと考えております。

そのためにe-ネットキャラバンでは、これまでも通信業界や行政の皆様とタッグを組んで対応してきておりましたが、このように普及啓発団体だけではなく、社会全体でリテラシー向上に取り組んでいくことが必要と考えております。

具体的には、以下の5つが重要と考えております。まずは講師人材の育成でございます。既に実施されている民間企業等での取組がございまして、それには留意する必要がございますが、例えば闇バイトとか有名人の偽広告とか、様々な問題が出てくる中、最新の状況や最新の技術が学べる場であったり、講師が実際に教えるということを体験する場、そういったところがあるといいと考えております。

また、2つ目としては、e-ネットキャラバンでも多くの企業、団体の皆様に支えられて実施しておりますが、リテラシーは全国多くの方が対象となりますので、安定的に実施するためには、資金面も含めて、リテラシー教育を実施する普及啓発団体等に対して、多くの皆さんから援助が必要と考えております。

また、3つ目としては、2つ目の話とも関連いたしますが、普及啓発団体だけでリテラシーの取組を全部できるわけではございません。例えば、青少年向け講座では、NTTドコモ様やKDDI様、LINEみらい財団様が様々な講座を実施されておりますし、自治体様でも講座を実施しております。また、自ら講座を実施しなくても講師として協力する、そういった形もございます。このように、ICTリテラシー向上に向けては、普及啓発団体だけではなく、電気通信事業者の皆様であったり、プラットフォーマーの皆様であったり、地域の自治体の皆様、本当に全ての関係者がそれぞれの役割を果たした上で連携して取り組む。これも大事と思っております。

4つ目としては、青少年だけではなく、高齢者とか保護者等も含め、幅広い世代のICTリテラシー向上が必要と考えております。ただ、青少年向けであれば授業の中で実施するというやり方がありますけれども、ターゲット層のリーチが難しいという点はあるかと思っておりますので、その中の方策、例えば企業の研修で実施してもらおうとか、何らかの工夫が必要かと考えております。

最後に、ICTリテラシーは昔から重要と言われておりますけれども、その重要性を再度認識してもらうためのキャンペーンを実施するなどして、機運の醸成が必要と考えております。ぜひ総務省様が音頭を取って、幅広い関係者の皆様が参加する形で取り組んでいただければと思います。

最後に、標語に関する取組についても簡単に御紹介いたしますと、毎年、ネット利用のルールやマナーの大切さを考える標語を募集しておりますが、標語は短くて取っつきやすく、また、ルールを考える非常によい機会であると御好評いただいております。今年度は2万件近く応募がございました。今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、当財団の取組や感じている課題等について御説明させていただきました。御清聴、誠にありがとうございました。

**【宍戸座長】**      ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御指摘、御質問があれば、チャット欄で発言の御希望をいただければと思います。いかがでございましょうか。

前回、基本的な考え方と課題案等を事務局よりお示ししてもらいましたけれども、特に、本日、御発表いただいた点は、発信、拡散主体となり得る受信者側のガバナンス、リテラシー向上策の在り方とか、認知的、社会的バイアスを前提としたリテラシー向上策の在り方などにも当然関係するお話をいただきました。したがって、事実関係もそうですけれども、具体的な方策としてどういうことが考えられるかという、その文脈も含めて御質問、御議論をいただければと思っております。

それでは、まず、奥村構成員、お願いいたします。

**【奥村構成員】**      ありがとうございました。

学校現場に、それも小学校の低学年まで含めて、かなり御浸透なさっているという状況がよく分かりました。ありがとうございました。

ということで、私はすごく素人質問したいんですけど、「安全・安心な利用」という言葉が何度も出てきましたけれども、これを小学生や何かに分からせるために、どういう状態とか、どういう条件があるのかというようなことについて、講師の方なんかと、どのようなキーワードとか、どのような状態とかという考え方で共有なさっているのでしょうか。それは多分、ユーザの方にどのような状態が望ましいのかということで受け取っていただくということで、私たちや何か話し合う中ではすごく重要な問題だと思いますので、もし何かヒントがありましたら教えていただきたいと思います。お願いします。

【マルチメディア振興センター（吉田氏）】 非常に重要な御指摘といたしますか、私ども、その辺り、非常に頭を悩ませながら取り組んでいるところでございます。キーワードといたしますか、「安心・安全な利用」について、どういった問題があつて、それに対して、このままだとどうなっていくのか、どういった対策をしなければいけないのかというところをしっかりと伝えることが非常に重要なのかと思っております。

その意味で、例えばネットの依存であれば、ネットをずっと使っていると、ほかの学校教育がおろそかになったり、生活がおろそかになってしまうので、そこは非常に大きな問題になりますよと、そういったところをメッセージとして入れて、かつ、その対策を取るためにはどうしたらいいのか、例えば家庭でルールをしっかりと決めて1日何時間までにするとか、そういったところまでしっかりと考えていくことが非常に重要なのかと考えているところでございます。

まとめますと、具体的にどういったところが問題になるのかというところを具体的な言葉で語った上で、それに対して、そのままだとどうなって、どういった対策をしていくのかというところまでしっかりと伝えていくことが非常に大事と思っておりますのでございます。

【奥村構成員】 すみません、更問いをお許してください。「安全・安心」を構成する要素として、絶対に欠かさざるべく要素みたいなものは何か持っていらっしゃらないのでしょうか。

【マルチメディア振興センター（吉田氏）】 要素というと、すぐにお答えするのがなかなか難しいかと思っておりますけれども、ポイントとしては、対応として、どういった取組を実施していくのかというところですか。きちんと自分で考えて、しっかりと対応していく、いろいろな事例を知った上で対応していくというところが何よりもキーかと考えているところでございます。

【奥村構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 御説明ありがとうございました。

私ども生活相談員も御協力させていただいている者も多くいると思います。ありがとうございます。

講師として企業の方々がされるということはしやすいのかもしれないんですけども、報酬とか交通費などの負担の面から、一般社団だったり、公益社団であったり、NPOであったり、インターネットリテラシー向上のために活動している団体がなかなか協力しにくい状況がございまして、その点について何か工夫していただく、例えば国の支援であるとか、そういうものがあると非常にいいのかなとずっと思っているんですが、その辺について教えていただければと思います。

【マルチメディア振興センター（吉田氏）】 非常に重要な御指摘、誠にありがとうございます。

まさにその課題について、私ども中で非常に議論しているところございまして、講師の皆様からも、ボランティアだと限界がある、せめて謝金とか旅費などをどうにかできないか。特に遠くまで行くような方については、そこまで手弁当であったり、企業等の負担であったり、各団体の御負担で実施するのは、なかなか難しいという声をいただいております。当財団でお支払いするというのも考えられなくはないのですが、かなりの件数を実施しておりますので、そういったところまでやってしまうと、この取組自体の持続可能性がなくなってしまうところが非常に大きな懸念かと思っておりますので、国であるのか、ほかの企業の皆様なのか、どういった方なのか、それはいろいろな方があるかと思っておりますけれども、ぜひこういった支援といいますか、何らかの手当てをしていただけると非常にありがたいと考えておりますので、非常にありがたい御指摘かと思っております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、このラウンドはここまでとさせていただきます。吉田様、本日はどうもありがとうございました。

【マルチメディア振興センター（吉田氏）】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 それでは、関係者様からのヒアリング、2件目でございます。一般社団法人MyData Japan、太田様から、やはり15分で、資料19-2-2で御発表をお願いいたします。

【MyData Japan（太田氏）】 ありがとうございます。MyData Japanの太田と申します。よろしくお願いたします。

まず、MyData Japanの概要について説明させていただきますけれども、MyData Japanは、これは2022年に策定したビジョンですけれども、パーソナルデータに対する人間中心で倫理的なアプローチにより、公正で、持続可能で、多様なウエル

ビーイングを実現できるデジタル社会を目指すということを掲げております。今アップデート中なので、また変わるかもしれないですけども、大卒はこのようなことを目指している団体でございます。

その下に、B、L、T、Sとありますけれども、様々な視点からの多様な領域の専門家が集まって構成されるシビルソサエティーとして活動をしております。

今、理事・監事・ステアリングコミッティ・顧問といろいろな立場がいるんですけども、メンバーとしてはこのような方々、私は常務理事として関わらせていただいております。

本日御発表させていただく内容なんですけれども、My Dataの原則にもありますが、個人のエンパワーメントというところを主軸に考えております。大きく2つありますけれども、個人の権利強化と個人の発信者に対する対応という2点について、まずは意見を述べさせていただきます。

1点目の個人の権利強化に関しては、総務省の基本理念の取りまとめ資料にもありましたように、ここに個人のエンパワーメントとありますけれども、こちらの個人のエンパワーメントというところで具体的にどうするべきか。情報発信に関する基本理念の項目にも個人のエンパワーメントとして項目がありますが、こちらに対しても、今日は意見を表明したいと考えております。

概要としては、個人の権利強化というところでは、そもそも、事業者さんの発表、今日取りまとめのお話もありましたけれども、パーソナルデータに関して、具体的な対策について、あまり説明がないというところが気になっておりまして、こちら、石井先生から発表もありましたが、「意思決定への介入」というところも含めてプライバシーの侵害と捉えて、個人の権利を確保して、効果的な権利行使の手段を提供すべきと考えております。

次に、個人の発信者に対する対応ですが、後ほどまた説明しますが、企業の発信する情報のみが優遇されることのないように、個人としての発信者の信頼性を検証できる技術開発等も進めるべきであるということを表明させていただきます。

ここからは広告・レコメンデーションの実態ということで、これは皆さん、もう御存じのところが多いと思いますけれども、ユーチューブにおいて「前澤友作」と検索したときに、広告で「前田友作投資 a i は？」これは完全に詐欺広告なんですけれども、それが一番に出てきて、その次に、偽広告の問題を報じる動画が並んでいるような状況になっておりますし、フェイスブックでも、これは本当につい最近のものなんですけれども、タモリさんが出てきて、これをクリックすると、「Yahoo! ニュース」と書いている、これも偽記事なんで

すけれども、そういったところに誘導されるというものになっております。

もう少し申し上げますと、こちらはアメーバのブログに掲載されているおすすめ記事なんですけれども、こちらにも偽広告が並んでおりまして、分かりにくいのは、レコメンデーション、普通に記事のレコメンドと広告が並んで表示されていて、〔PR〕と小さく書いてあるのが広告なんですけれども、まさに松野明美さんのこの広告は偽広告ということで、先ほどファクトチェックが大変だという話もありましたけれども、これが本物かどうかと調べるのは僕も結構大変で、松野明美さんの事務所にも確認して、ここで広告主とされている広告主さんにも連絡して、これは本物ですかと確認したところ、これは全然関係ない。多分、広告主も、この広告主の名前になっていますけれども、別の誰かが出している広告ということになっております。

こういった広告だったりレコメンデーションが出るときに、情報の収集が行われているわけですね。アメーバのブログであったり、いろいろなヘイト記事とか、偽広告のランディングページ、先ほどのYahoo!ニュースで出ているランディングページとかからもデータの収集が行われております。

ここで、今の話、分かりにくかったところもあると思うので、ちょっとデモンをしたいと思います。画面を共有していただいて、アメーバさんを例にしておりますので、アメーバさんには申し訳ないところもあるんですけれども、まず、こちらの記事が、内容——内容というか、このタイトルを見るだけで、ちょっと、うっとなるようなものなんですけれども、こういった記事を見たとします。まず、こういった記事を見たという情報は、こちらの教えてURLという、クロームエクステンション、今映っていますかね、映っていますね。こういったところにこの記事を見たという情報が送信されているかというところを見ることができるんですけれども、このようにたくさんの広告のプラットフォーム、ここにはグーグルとかも含まれておりますけれども、こういったたくさんの広告事業者に対して情報が送信されております。たくさんの広告事業者に送信されて、その結果、おすすめのところに、とある広告事業者から、おすすめがここですね、おすすめのところが出てくるんですけれども、これは第三者に送信されるだけではなくて、アメーバ中でも、こういう記事に似た記事が何なのかみたいなのでレコメンドが出てくるというものです。そのレコメンドされる記事の内容をちょっと見てみると、クリックはしませんが、「いい塩は全ての病気に有効です」とか「心臓にゾンビ誕生。」なんてよく分からないですけれども、このようなものがレコメンドされてくるというわけですね。ここには広告もありますが、今ここに出ている松下由樹さんとか

大竹しのぶさんの記事というのは、これも確認したんですが、これは本物でした。非常に本物かどうか分かりにくいので、これも先ほど問合せをして確認ができて、これは本物だったんですけれども、ただ、これ、デモのために、この広告をクリックしたときにどうなるかというところで、ちょっともう1回クリックするのは忍びないので、ここをクリックすると、こういうクリエイティブが出てきます。そうすると、ここのページでも、たくさんの広告事業者が、こういう広告を見たよという情報が収集されます。これは本物ですけれども、偽物であっても、様々な広告事業者が、クリックした情報ですとか、この情報を見て、その後、お申込みまではいかないですけれども、お申込みした情報というのが収集されているという状況になっております。

資料に戻ります。

こういった情報の収集の実態というか、流れがどうなっているかというのを表したのがこの図なんですけれども、フェイスブックとか、こういうプラットフォームがタッチポイントとなって、要するに直接情報を収集するというのは、フェイスブックに情報を登録したりとかするので、それはよく理解されているところだと思うんですけれども、広告が表示されるメディアから情報が収集される、最終的にはこのプラットフォームに集まってくるんですが、それもよく理解されています。ただ、今見過ごされているけど重要なところというのが、広告主ですね、広告主が提供しているランディングページが見過ごされているかなど。これは広告主のランディングページだけではなくて、メディアに投稿した内容から、それも広告主のLPになるんですけれども、そこで情報が収集されているところが結構重要なところかなと思います。なぜかという、やはり、どういう広告をクリックしたかとか、どういう記事からこの広告をクリックしたか、そこから申込みをしたのか、していないのかという情報は、もちろん、本物の広告の世界でも重要な情報として取り扱われておりまして、こちらの偽・誤情報というところで申し上げますと、例えば偽情報をクリックした、誤情報をクリックした、偽広告のLPに到達したという情報は、その人はだまされやすいという情報が、この閲覧者に対して付与されていく。そうすると、似たような広告が、また、その情報を収集しているフェイスブックだとか、DSP、広告仲介プラットフォームを介してメディアに表示される、そういうような流れになっていると考えております。なので、まとめると、まずは、アテンション・エコノミーとして、先ほど紹介させていただいた記事にあるように、正確な情報でなくてクリックが稼げるコンテンツが優位になっているというところで、そういうコンテンツが優位になっていって、そういうコンテンツを閲覧している人です

とか、そういった広告をクリックした人に対して、また似たようなコンテンツが表示される、それはフィルターバブルと呼ばれていますけれども、こういった現象によって、結果的に偽・誤情報に反応しやすいユーザをあぶり出して、それをセグメント化して、そこにどんどん集中的に偽・誤情報が集まっている、そういったことが起きていると考えております。ですので、どこで誰が自分のパーソナルデータを収集していて、何に利用されているか、そしてどのようなリスクがあるかというのが、今、全然分からない状況というのを改善する必要がありますと考えております。

もっと重要なところとして、もっとと言うと弊害がありますけれども、社会問題・政治に関する広告というところはフィーチャーされている分野でもありますが、そういった広告におけるターゲティングがどのように行われているかというところで、こちらは非常にすばらしい取組であると思いますが、Me t a 広告ライブラリというのを見ますと、どういう広告に対して、どういう層の人たちにその広告が配信されているかというのが、透明性が確保されているものなんですけれども、それを見てみると、例えばこちらの社会問題・政治に関する広告でいうと、若年層がターゲットにされている。これは結果的に若い人に表示されているということなので、10代の人をターゲットにしているのか、先ほど御紹介したように、いろいろなところから集めた、タッチポイントから集めた情報からターゲットを、セグメントをつくと若い人ばかりだったということかもしれないんですけども、こういったことが分かるようになっております。

一方で、G o o g l e での政治広告というのも、用意はあるんですけども、対象として日本が含まれていないんですね。なので、これも日本も含めてほしいなというところがございます。

以上を踏まえまして、どう対策するかというのを3点、提案させていただければと思います。

まず一つは、透明性と効果的な権利行使手段というところで、M y D a t a の原則にも透明性と説明責任というところではありますが、まず、広告やレコメンデーションに使われるデータを収集する際には、情報を取得するタッチポイントにおいて、きちんと誰が何の目的で収集して、どんなリスクが伴うのかというのを分かりやすく生活者に通知をして、きちんとコントローラビリティを確保するというのを義務づけるべきではないか。

現在、外部送信規律において、こちらのプラットフォームですとかメディアのタッチポイントにおいては、公表というところで一応対応はされているんですけども、通知でもな

いですし、コントローラビリティの確保というところは義務づけられていませんし、あと、先ほど申し上げた重要なタッチポイントである広告のLPですとか広告主のサイトのところではこの義務は公表すらないというところで、きちんとこういったタッチポイントにおいて、誰が何の目的で収集していて、どんなリスクがあるのかというのを通知して、きちんと取得の拒否などのコントローラビリティを確保することを義務づけることが必要であろうと。

社会問題・政治に関する広告に関しては、そのターゲティングですとかレコメンデーションシステムで用いることのできるパーソナルデータを制限するべきではないか。例えば、先ほどのこちらの政治広告でいうと、地域は使っていないけれども、年齢とか性別とかは使ってはいけないとか、興味、関心カテゴリーは使ってはいけない、そういったルールが必要になってくるのではないかなと考えております。

2点目ですけれども、審査の強化・技術の利用ということで、先ほどFFMCさんからリテラシーの向上という話がありましたけれども、まず、リテラシーの前にやるべきこととして、情報的健康の考え方を採用しているんですけれども、まずは「スーパーに並んでいるものは基本的に食べても安全である」という状況を社会全体でつくっていく必要があると考えております。ここでスーパーをメタファーとして出しているんですけれども、スーパーというのは各種のプラットフォームですね、広告プラットフォームとか情報電送プラットフォームでは最低限摂取しても害のないものが取り扱われて、必要に応じて情報発信者の信頼性を検証できるような技術を利用していくべきであろうと。

1つ目は広告や投稿に対する審査の強化ですけれども、広告のクリエイティブとか投稿の内容というのは今も審査して、それが追いついていない状況だと思うんですけれども、それよりも重要なこととして、ランディングページとかリンク先において、①の対応というのは、きちんとどういうところが情報収集していて、どんなリスクがあるのかというのを通知して、コントローラビリティを確保しているのかということも審査の対象とするのが重要なのではないかなと。ただ、その審査の基準ですとか削除した理由、こういったアカウントビリティを確保して、きちんと異議申立てができるという制度はつくっていくべきだと。なので、こういったことを社会全体できちんとつくっていくべきだと考えております。

もう一つは、広告の審査というところを人手でやっていくというのは限界がありますので、技術を使っていこうというところなんですけれども、これ最初にお話ししたところなんですけど、Originator ProfileとかC2PAなどの技術を使うというこ

とは必要なんですけれども、ただ、それだけですと、どうしても企業優位になってしまうと  
考えております。ですので、個人としての発信者の信頼性、実在性ですとか信頼性の確保を  
する技術、検証する技術という開発も進めていくべきだと考えております。

最後にリテラシーの向上ですけれども、こちらはまさに情報的健康の考え方を普及して  
推進していこうというもので、先ほどのスーパーに並んでいるものをまずは安全にしよう  
というところ、プラスアルファ、「スーパーに並んでいるものでもバランスよく食べる必要  
がある」という認識を情報受信者が持つようにリテラシー教育を行うべきです。それはデジ  
タル・ダイエツ宣言 v e r . 1 . 0 として鳥海さんと山本さんが出しておりますけれども、  
ここでの提案としては、これは F F M C さんからのお話と非常にかぶるところが多いんで  
すけれども、まず、きちんとコンテンツを充実させて、中等教育等で必修とする。初等では  
なく中等としたのは、下にも書いてありますけれども、ユーザリテラシー、誹謗中傷は駄目  
だよ、ネットいじめとか駄目だよとか、使う時間をどうしましょうねとか、そういった話と  
いうのは、今、多分、小学校向けに結構、コンテンツが充実していると思うんですけれども、  
アテンション・エコノミーとかフィルターバブルといったものの理解をきちんと進めるべ  
きであるというのがありますし、そういったインターネット上の情報流通の仕組み、先ほど  
説明したパーソナルデータを取得するタッチポイントがどうなっていてみたいな話ですと  
か、ビジネスモデルに関する知識も、きちんと「デジタル・シティズンシップ」として、全  
世代共通の課題として対応することが I C T 活用のためのリテラシー向上に対する検討会  
でも取りまとめているとおおり、きちんとしたコンテンツを用意して、総務省でも今用意され  
ているところもありますが、それに加えて、もう一步踏み込んだ、中等教育、中学生以上を  
対象とするような、こういったビジネスモデルを含めて説明するようなコンテンツを用意  
して、それを学校、地域でリテラシーの向上の取組を推進するべきだと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 太田さん、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表につきまして、御質問、御意見のある方は、チャット欄で私  
に御発言希望をお伝えいただければと思います。

この検討会でつくってきた基本的な考え方と課題で申しますと、お話の真ん中に、プライ  
バシー保護、利用者データの保護のお話がありましたけれども、広告、とりわけターゲティ  
ング広告の在り方、デジタル広告教育システムの問題についても重要な御指摘をいただい  
たと思いますので、具体的な方策との関係での御発言等をいただければと思います。あわせ

て、時間の関係上、全体的な意見交換もこの場でさせていただければと思っております。

それでは、落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。

まとめでの御説明をいただきました。特に広告の部分を中心にとというか、パーソナルデータとも関わるところもあるので、整理して説明いただいたかと思っております、それに関して、特に伺いできればと思っております。

基本的に、今回お話をいただいている、例えば7ページの実際のタッチポイントと、それを通じた広告の拡散といった部分の整理は、先ほどのデモンストレーションも含めて、大変参考になるものだったと思っております。そうしたときに、先ほど御説明いただいた内容が、対策全般を考えていったときに、どの辺りのできごとをしているのかが重要かと思っております。これは多分、広告自体が詐欺であったり、不当な内容を含むような広告が拡散していくことを防ぐための手段の一つとして、パーソナルデータに着目した上で、不当な拡散を防ぐために、外部送信規律的な部分において何か対策を行っていくといいのではないかとこの位置づけになるのかなと思いましたが、それでよろしかったでしょうかということが一つです。

また、多分、権利行使手段も、結局それを踏まえて、どういうアクションを取れるかという話になると思います。その部分はその部分で一つ必要なパーツなのだろうと思います。一方で、多分それだけでも、結局、どれが本当のものか、適切な内容のものというか、明らかに間違っただけのもの、事実と反したりとか、詐欺であったりとか、そもそも、こういうものの拡散を防ぐだけで十分なのかはあると思っております。そのほかに考慮すべきというか、パーソナルデータに着目しての拡散対策以外に必要なと思われるような対策を、太田さんが気づかれる範囲があったら、ぜひ教えていただければと思います。

以上、2点です。

【My Data Japan (太田氏)】 ありがとうございます。

まず、1点目の偽・誤情報の拡散を防ぐための方策かというところでお答えいたしますと、拡散を防ぐというよりは、影響や被害を受けやすい人への集中を防ごうという意味合いが大きいかなと思います。

次の質問の回答にもつながるかもしれないんですが、それが偽情報か誤情報かというところ自体は、判別もなかなか難しいですし、いちごっこにならざるを得ないというところもあるんですが、今はまだ偽・誤情報に関しても、今話題になっていますが、手法としては

結構、みんなが偽・誤情報を見ているので、ブロードリーチというんですか、取りあえず、みんなに配信するみたいな形でやっていて、誰かが気づいて、それを削除して、通報してみたいのがありますけれども、もうちょっと詐欺を行う人たちがこの情報を使うというところを覚えてくると、あんまり拡散させずに、集中しやすい人にピンポイントで当てていこうみたいなことになっていくと思うんですね。そうすると、気づく人が少なくなって、影響を受けやすい人だけに集中することによって、また、より被害が大きくなってしまわないかというところがあるので、拡散を防ぐというよりは、そういった被害を受けやすい人に集中するのを防ぎましょうというところで、こういったパーソナルデータに関してのコントロールビリティとか透明性の確保というところを主張させていただいております。

2点目のほかの方策というところでは、これまで、ほかのところの議論でもあるところではあると思うんですけれども、僕らとして今、今日のお話の中でいうと、個人の発信者に対する対応というところができることかなというところはあります。ちょっと先の話になるかもしれませんが、やはり対策が進んでいくと、相対的に信頼性の落ちる個人やそれに近い団体とかの発信する情報というのは、相対的に見劣りしてしまうというか、信頼性がないようなものに見えてしまうというところは、きちんと個人の発信者の信頼性を検証できる技術というところを進めるべきであって、ちょっとつながりが分かりにくいかもしれないんですけれども、例えば松野明美さんですとか、そうした人も個人ですよ。なので、そういう人たちがこういう広告に対して、この広告は私の広告ではありませんということを表明したり、例えば先ほどの本物のほうの大竹しのぶさんとかが、これは本物ですよということを言えるような技術をきちんと開発していく。それがきちんと世の中に浸透していくと、広告を出している、コンテンツとして利用されている人とか広告主、これは広告主も偽っていますけれども、広告主もきちんと、これは自分の出した広告ですよということを証明できていくような、そういった技術が開発されるとよいのかなと。ちょっと回答になっているか分からないんですが、そのように考えております。

**【落合構成員】** 分かりました。ありがとうございます。

前者の点は、位置づけというか、私が十分理解が足りなかったところを教えていただいたと思っております。

後者につきましては、そういう意味では、例えば、そもそも、なりすましであったり、本来的にはその人が発信したはずではないような情報というか、明らかに正しいか間違いかが議論になる情報については、その出所来歴が分かるような技術があるといいのではない

かということだと思いました。多分、出所来歴は正しいが、言っている内容がどうなのかという場合は、また別な対策であるとも理解いたしました。

【My Data Japan (太田氏)】 おっしゃるとおりです。

【落合構成員】 はい、ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

曾我部構成員、お願いいたします。

【曾我部構成員】 曾我部でございます。

大変分かりやすい御説明、どうもありがとうございました。

影響や被害を受けやすい人への誤情報、偽情報の集中に着目すべきだという点、非常に鋭い御指摘かなと思って、非常に感心してお伺いしていたところですが、その上で、その対策について少しお伺いしたいんですけども、1つはコントローラビリティの話で、具体的なイメージとしては、EUでされているようなGDPRなどの下で行われているようなCookie利用に関する同意ですとかコントロールのことが私としては想起されてきて、私もよくEU圏内のサイトを見るんですけども、同意などを求める表示が一々出てきて、非常に煩雑であるということは否めないと思います。

そこで、今回ターゲットとされているような影響を受けやすい人々が、コントロール手段を提供されたとして、それをどれだけ能動的に行使するのかというところがやはり問題となってきます。透明性とコントローラビリティを与えるというのは、やはりユーザが自律性を持っているということが前提となっているわけで、それと脆弱な方々への対応というのは、やはりちょっと相性が悪いところがあって、その辺をどう埋めていくのかというのが一つ課題かなと思ったので、そこはどのようにお考えでしょうかということをお伺いしたいです。

それから、コメントとしては、今、日本で問題となっているなりすまし広告というのは、財産的な被害も懸念したような問題かと思いますが、他方で、今回のプレゼンの後半では、政治とか社会に対する偽情報の悪影響というものにフォーカスを当てておられて、その辺りの関係性であるとか、あるいは対応についても同じでいいのかという辺りも今後整理する必要はあるかなとはちょっと思ったんですが、これは感想で、御質問としては、前者の点をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【My Data Japan (太田氏)】 はい、ありがとうございます。

鋭い御指摘ですけども、おっしゃるとおり、例えば僕らの主張では、こういったタッチ

ポイントで、きちんとコントローラビリティを確保すべきである。ただ、影響を受けやすい人であったり、リテラシーが低い人に対して、そういったコントローラビリティを用意しても意味ないのではないかというところは、それはそのとおりなのかもしれません。

ですので、どちらかというところ、きちんと、このタッチポイントにおいて、しっかりと説明する。そこにコントローラビリティを持たせることを義務づけるというのが、どこが義務づけるかというところが重要だと思っていて、これは、フェイスブックとかアマゾンとかグーグル、広告主から広告費をもらって、まさにその広告を出しているとか、要するに、LPも広告を出させるとか、要するに、一番権力を持っているところですね、フェイスブック、アマゾン、グーグルとかが、例えば広告を出稿するんだったら、きちんと透明性を確保して、コントローラビリティを確保しなさいねというのを広告主にも言うし、メディアにも言う。そうすると、メディアとか広告主、LPというのは、そういうのに対応しなければいけなくなって、その審査がきちんとされることによって、きちんとそういったところに対応していて、変なところに情報を飛ばさないようなところが残っていく。そうすると市場の原理的なものによって、偽・誤情報とか、そういったところを出す、先ほども、このクリエイティブを見ても分かるように、結構適当なものを出してくるので、そういう適当な対応をしているLPとかメディアというのは市場から排除されていくのではないかと。

今の外部送信規律というのは、特に罰則もないですし、話を聞いていても、対応しても、そんな罰則もないし、やらなくてもいいよねという話も聞こえてきますし、どちらかというところ、広告の流れにおいて権力を持っているところがそういったところを義務化して、きちんと審査を行う。そうすると、そういう適当な対応をしているところが淘汰されていくことによって、全体的な情報の質が上がっていくというようなことが必要なのかなと考えております。

以上です。

**【曾我部構成員】** どうもありがとうございます。要するに、一定の対応負担を課すことによって、いいかげんな事業者は淘汰されていって、結局、最終的にはコントローラビリティそのものというよりは、そういうプロセスを通じて、不適当なものはなくなっていくことが間接的に期待できるのではないかとのお話だと伺いました。確かにそういう面はあるかもしれませんので、ひとまず了解いたしました。ありがとうございます。

**【My Data Japan (太田氏)】** ちょっと一言付け加えさせていただくと、いかに分かりやすく説明して、コントローラビリティができるんだよということをきちんと

どうやって通知をしていくかって、今の通知の方法というのはあまりよくない。僕もヨーロッパのサイトとかへいっても、同意ボタンか拒否ボタンが出てきて、取りあえず閉じるためにどっちかを押すみたいな感じになっているというのは、あれは生活者に対して分かりやすく通知をしていないと思っております、そこはきちんと分かりやすい通知とコントロールナビリティの在り方というのを考えていく必要があるかなと。

それと関連して、この3番の1の透明性の向上と併せて書いておりますけれども、そういった仕組みがあって、きちんと自分でコントロールできるんだよということも、リテラシー向上のところで、きちんと学校教育の中であるとか地域の住民に対して説明をしていって、みんながリテラシーを高めて、実効性を持ったコントロールナビリティというのが、実効性を持った権利行使手段が確保されるのが理想的かなと考えております。

【曾我部構成員】      ありがとうございます。

【宍戸座長】      ありがとうございます。

それでは、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】      御説明ありがとうございました。非常に重要な御説明だったと思います。

まず、私、中立性の観点から、こちらの団体のお手伝いをしていますので、そのことはちょっと申し上げておこうと思うんですが、その上で、何で重要だったかといいますと、やはり、正面からユーザデータのことを取り上げていただいているということですね。偽情報、誤情報の防止のためにということではないということです。これは、この検討会の位置づけの問題だと思っております、私、冒頭で、早い会で、それこそ1回目、2回目ぐらいだったと思いますが、プラットフォーム研究会から引き継いだ課題3つのうち、権利侵害情報、偽情報・誤情報、ユーザデータの保護のうち、偽情報・誤情報だけなんですかということについては、いえ、そんなことはありませんと御確認いただいたと思っております。権利侵害情報については、これは事実上、情プラ法で重点的にやるということかと思っておりますけれども、それすらも排除されていない中で、特にユーザデータの保護ということについては、これまでなかなかお話がありませんでしたので、非常に重要な取っかかりを与えていただいたと思っておりますし、また、これに沿って、今後必要な様々なことを考えていく必要があると思っております。

その中で、今お示しいただいている10ページ、これが2点目のお話ですけれども、外部送信のタッチポイント、送信元が限定されている、それから公表で足りる、これで不十分であるということですが、これは全くそのとおりの御指摘だなと思っております。まず、送信元が限られている、規制対象事業者が限られているということですが、これがやはり電

電気通信事業者、電気通信を営む者ということになっているのは、これは伝統的な考え方を引き継いでいるわけですが、それがもはや通用しなくなっているということは、皆様、御指摘のとおりではないかと思っています。具体的に言うと、そもそも電気通信に関するプレーヤーがとて増えていて、かつてのように一部の事業者だけが電気通信事業者だから、そこを規制すれば電気通信のことは何でもかんでも大体うまくいくというような世界ではなくなっているということですね。したがって、1つにはそのプレーヤーが増えていて、電気通信事業者、電気通信を営む者だけでは何事も回らなくなっている。したがって、電気通信事業法自体が事業者規制から電気通信サービスの利用者保護という、そういうルールに変容を求められているわけですので、ここにおいても、外部送信規律において守られるべきは、電気通信サービス利用者の通信関連プライバシーを守らなければいけないわけですから、規制対象事業者というのは特に限定なく、外部送信を行う人全て、もちろん外部送信を行っていないければいいわけですので、外部送信を行う者全てとしていただく必要があるかなと思っています。また、2点目のこの公表で足りるかということも、やはりコントロールビリティということが大切ですので、少なくともオプトアウトは必要なのではないかと思うところがございます。

先ほどの曾我部先生と太田さんのお話に引きつけて考えると、外部送信の問題って、そもそも表に出ていなかった上に、説明もあまり十分になされていなくて、議論を始めたのがごく最近であるということもありまして、そんな中で脆弱な人たちをどう守っていくかということについては、これは太田さんのおっしゃったとおりだと思うんですけども、脆弱な人たちに、いきなり自分で情報収集して選択しろということではなくて、外部送信の規律を通じて、世の中の人々が外部送信ということについて知り、そこについて選択肢が与えられるということを通じて、報道もされれば、よく出るあれは何なのか、どういう問題があるのみたいな話が増えていって、そしてそれがFMMCさんの若い人への教育、リテラシーの涵養の活動に発展して、それによって底上げを図っていくことができる、ゆっくりやっていくということですね。まずは一般に広めて、そこから弱い人たちを守るようにゆっくりやっていくという話ですので、そもそも、一足飛びに制度を変えて、脆弱な人たちだけをピンポイントで守ろうというような話ではないということではないかと思っております。いずれにしても、結果的にだまされやすい人の情報を収集するというようなことになってしまっている状況、それについて、もしかしたら、だから偽情報を含む広告が減らないのではないかとおられても仕方がない、広告審査がはかばかしく行われたいと思われても仕方の

ない状況になっているというところを、特にプラットフォームについて検討するこの検討会でも念頭に置いて、今後の議論をしていかなければいけないのではないかなと思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今の森先生の御発言に、太田さんから何かコメントございますか。

【My Data Japan (太田氏)】 いえ、特にはないです。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今、落合先生から二度目で手は挙がっているのですが、ちょっと待ってください。ほかに、まだ、このステージで御発言のない構成員で、ぜひ御発言をという御希望のある方がおられればと思いますが、いかがですか。

よろしいですか。

では、まず水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 落合先生、すみません、先にさせていただきますけれども、関西大の水谷です。

今日の御報告は、僕が非常に懸念していたことがこれから起きるかなというのをすごいお話しいただいた感じがして、昔、ライアン・カローという研究者が媒介される消費者というのを指摘していましたが、まさにそれが起きつつあるんだなということが、すごくよく分かりました。

1点、確認というか、お聞きしたいところが、対策の部分で、個人の発信者の信頼性とかを検証できる技術開発という話があったわけなんですけれども、これは要するに、真正性ではなくて、信頼性も含むということなんですか。つまり、個人になりすましたものかどうかを判定するだけではなくて、その発信者の発信内容が信頼できるかまで検証できるようにするという意図なのか、そこまで含むとなるとかなり難しいような気がしているのですが、いかがでしょうか。

【My Data Japan (太田氏)】 はい、ありがとうございます。今御指摘いただいたとおり、個人としての発信者の信頼性まで、どこまでできるかというところは、僕もちょっと、どこまでできるんだろうなと思っているところはあります。ただ、真正性のみですかね、のみであっても、例えば企業でいうと、オリジネータープロフィールとかで読売新聞の発信している情報ですと、読売新聞は何か協会と何か協会に入っていますよみ

たいなので信頼性を確保していくというような考え方があると思いますけれども、個人も同じような感じかなと思っておりまして、例えば僕、太田祐一という人が何か発信したときに、僕はMy Data Japanの太田祐一であって、株式会社データサイエンスにも所属していて、例えば総務省の利用者情報ワーキンググループの構成員であるとか、そういったところで、ある程度の信頼性を確保できるようなことは考えられるのではないかなと思いますが、そこまでというよりは、まずは個人として、例えば個人で活動しているフリージャーナリストで、きちんとジャーナリストとしての証明書を持っていますということを表明した上で発信するとか、そういうレベルの信頼性というのは確保できるのではないかなと考えております。

【水谷構成員】      ありがとうございました。

【宍戸座長】      ありがとうございます。

それでは、せっかくですので、落合先生。ただ12時を過ぎましたので、手短にお願いいたします。

【落合構成員】      はい。曾我部先生と議論されている中でちょっと気づいたところがあったんですけど、やはり、間接的に外部送信規律などを通じてというのは森先生にも御解説いただいたところではあるんですけど、やはり何らかのユーザに対するサポートというのも加えて考えられるのかなという気はいたしましたので、後見的作用とまでは言わないにしても、何らかのエンパワーメントするような、そういう仕組みなり、ツールなり、そういうものも組み合わせたほうがより効果的なのかなという気もしましたが、いかがでしょうか。

【My Data Japan (太田氏)】      そうですね。おっしゃるとおり、具体的にどういう方法が取れるのかということまでは想像は及びませんが、今、落合さんがおっしゃったように、エンパワーメントするようなものをプラットフォームが用意して、それを利用者個人であったり、先ほどのタッチポイントにいる人たちに対して、きちんと提供していくということは必要になってくるのかなと思っております。

【宍戸座長】      ありがとうございました。

それでは、本日のディスカッションはここまでとさせていただきたいと思います。先ほど森先生もおっしゃいましたけれども、太田さん、非常に貴重なインプットをいただき、ありがとうございました。

【My Data Japan (太田氏)】      ありがとうございました。

【宍戸座長】 それでは、本日用意したアジェンダは以上とさせていただきます、事務局より連絡事項がありましたら、お願いいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第19回会合及びワーキンググループ第19回会合の合同会合を閉会とさせていただきます。

本日も御多用のところ御参集いただき、また、活発な御議論をいただき、ありがとうございました。これにて散会いたします。